

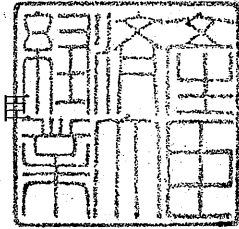
# 経済産業省

平成19・10・30原第31号

平成19年10月31日

佐賀県知事 殿

経済産業大臣



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第95条の2の規定に基づく指示について

本年10月23日午後、東京都江戸川区の一般住宅において、液化石油ガス（以下「LPガス」という。）による爆発が発生し、居住者の方1名が亡くなる事故が発生しました。

当該事故原因の詳細については未だ調査中ですが、事故に至った背景として、現地調査及び当該住宅の居住者にLPガスを販売したLPガス販売事業者に対して立入検査を行った東京都からの報告によれば、当該居住者に対するLPガスの販売方法が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第16条第2項に基づく液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第16条に定める販売方法の基準に違反した質量販売が行われていた（20キログラム充てん容器での販売）こと及び法第27条第1項に基づく保安業務が適切に行われていなかったことが事故の重要な要因となっていると考えられます。

経済産業省では、法に定める販売方法の基準違反により死亡事故が発生した重大さにかんがみ、類似事故の発生を防止するため、当省所管のLPガス販売事業者に対し規則第16条第13号に定める質量による販売を行っている者について、同号の基準に適合した販売を行っているか、また、規則第44条第2項に定める消費設備調査を行っているかを調査し、報告を求め、必要な対応を取ることといたしました。

つきましては、死亡事故発生の重大さ及び類似事故の発生を防止するために、貴県におかれても、所管のLPガス販売事業者に対し、同様の対応を行うよう指示します。